

スミス経済学の所有論的考察（二）

＝『グラスゴウ講義』の検討を中心にして＝

山本哲三

目次

- 一、スミス法学の位置
- 二、法学体系と私法学の展開（以上本号）
- 三、スミスの所有権論
 - 相続、譲渡所有および契約を中心に—
 - 四、スミスの所有権論、その方法と性格
 - 歴史の四段階説と所有権論
- 五、所有論と分業論
- 六、労働価値説の生誕
- 七、法学と経済学
 - 所有権論とスミス価値論の限界
- スミス経済学の所有論的考察（二）

本論は、われわれのスミス研究の課題である『諸民の富』の所有論的考察のための序論に相当するものである。スマス経済学を所有論の観点から考察するという作業は、スマスにおける法学と経済学との関連を取りあつかった一部の研究書⁽¹⁾をのぞいては、従来のスマス研究史のなかでほとんど省りみられなかつたばかりか、學問的に成立不可能な分析視角として不當に軽視されてきたといつてよい。

ことにわが国のスマス研究は、その後進資本主義国としての特殊性に規定されて、一種独特なモティーフをもつて推進されてきた。すなわち戦前・戦中は反封建、反ファッショを、また戦後は反独占、民主主義を旗印にかかる「批判的」立場からスマスは読まれたのであって、要言すれば西欧近代の市民社会思想への深い関心と憧憬が貫して日本のスマス研究の推進動力をなしてきたわけである。したがつてスマス研究のかかる流れが、『剩余価値学説史』ないし『資本論』に準拠したマルクス経済学サイドからするスマス論と限界効用学説に準拠した近代経済学サイドからするスマス論の双方を包括しつつ、スマス研究の主流を形成することになつたが、その成果はいわゆる市民社会論に結晶することになつた。そこでは、「アダム・スマス問題」⁽²⁾の解明にみられるように、スマスの経済学は『道徳情操論』や『グラスゴー講義』との関連において取り扱われたのであって、経済学研究もすぐれてスマス体系の全体像を再現する作業の一環として推進されたのである。スマス経済学を、単に経済学史の流れのなかで位置づけるというにとどまらず、それをより広いベースペクトライブのもとでいわばその「内面的成熟史」において問題にしたこと、換言すれば『諸国民の富』を理論的アプローチと思想的アプローチとの「統一」において解析せんとしたこと、そこにこの市民社会論の方法的特徴が存した。

われわれも、そこでの綿密かの正確な資料史的考察に支えられた研究成果に学ぶのにやさかではないが、スマス

の学問体系が市民社会論、とりわけ「生産力の体系としての市民社会」⁽⁵⁾論に収斂されて語られるとき、それにたいしては根本的な疑義をさしはざまざるをえない。そこではスミス経済学の考察が分業＝生産力的視点を主軸に遂行され、生産関係視点からするその理論構造の分析はついに従属的な位置づけしか与えられなかつたからである。そしてスミス解釈におけるこの生産力視点の偏重こそ、スミス経済学の所有論的考察を阻害してきた当の悪しき学的傾向にほかならなかつたのである。

一例を示そう。星野彰男氏は近著『アダム・スミスの思想像』（新評論、一九七六年）で、スミスの文明史観の固有な特徴が「生産力認識をその基礎に据えていた」点にあつたことを強調しつつ、同時にスミス所有権論にたいし次のような否定的評価をくだしている。「ただこの点について指摘されなければならないことは、分業論と深いかかわりを有するはずの所有論については、道徳哲学や法学を含めても、スミスはその本質に迫る探究を回避しているということである。いうまでもなく、所有論について個人の私的所有という点において本質把握を行なつた代表的論者は、ロックであり、また私的所有の揚棄による社会的所有（個人的所有の再建）を展望したのは、マルクスであった。スミスは、時代的には、この両者のちょうど中間に位置しつつ、所有論そのものについては、ロックのそれを前提にしていたということは否定できない。スミスは、ルソー『人間不平等起源論』の紹介文においても、そこに示された私有財産批判としての文明批判を紹介したにとどまり所有論そのものを、ロックと異なる視点から問題とすることを、文字通り回避したのであった。スミスは、その『グラスゴウ講義』において、私有財産とそれに支えられた階級・国家の発生史については、とらわれないリアルな認識を行つていたということが、從来唯物史観の先駆として注目されてきた。それにもかかわらず、スミスにあつては、この私的所有そのものの本質を問題とすることは、かれの

文明史観とそれを文える分業＝交換論の枠組それ自体からはずされており、私的所有を前提とした上で、その不公正なあり方については、重商主義的な独占・特権業者批判として具体化することを、スミスは歴史的・国民的課題として受けとめたのであつた。」（上掲書、一五二—一五三頁）、と。

だが、はたして、スミスは所有論をロックと異なる視点から問題とすることを「文字通り回避した」のであらうか。またその所有論の本質論的展開は、文明史観とそれを支える分業＝交換論の枠組から「はずされていた」のであらうか。否である。星野は、私的所有への批判を欠落させているということをもつて、スミスは所有論について「その本質に迫る探究を回避していた」と結論するが、かかる解釈は一面的にすぎない。たしかにスミスは私的所有なからづく資本家的所有の本質に迫りえなかつたが、そのことはスミスがその文明史観ないし経験的自然法学にもとづいて独自な所有論を展開していたことを否定するものではない。したがつて私的所有批判の欠如も、スミスがロック所有論を前提して「探究を回避」したというより、スミス法学の方法的な特質及びそれに規制されたスミス経済学の理論的な限界に即してとらえられなければならない。実際、スミスの所有論は、彼の資本主義の原理的把握すなわちその価値論体系の成果と限界に緊密な関連を有していたのである。

われわれが、スミス経済学の所有論的考察を課題とする理由は、かかる分析視角からするスミス研究が、単にわれわれのメイン・テーマたる『資本論』体系の所有論的考察^④にとって矢ぐべからざる作業であるといふにどまらず、今後のスミス経済学研究それ自身の進展にとって也有意義な作業と思われるからである。

第一に、それは、スミス経済学の成立をその端緒において明らかにし、かつその学説の意義と限界をラジカルに照射することを可能にしよう。第二に、それは、専門化、細分化が促進されている各

論的な研究状況にたいし、スミス経済学の全体像を、従来の市民社会論とは異なる仕方で構築する新たな視座を提供しそう。更に第三に、それは、スミス経済学における科学とイデオロギーとの関連を、動態論的に解明すること可能にしよう。すなわちそこではその自然法思想、文明史観が労働価値説の形成に及ぼした作用が、その積極面、消極面においてよく理解されうるのである。

ところで既にキャナン版『グラスゴウ講義』（一八九六年、高島・水田訳、S21）は、「アダム・スミス問題」に基づ本的な解決の糸口を与えると同時に、スミス経済学がその道徳哲学体系、より具体的には法学体系の一分肢として生誕したことを明確に示していた。『講義』の「第一部、正義について」に続く「第二部、^{モラス}治世について」は、まさに「原・国富論」とも称されるべきものであって、そこでスミスは欲望・分業論から「富裕の進歩」過程論に至るまで、ほぼ体系的にその経済学を展開していたのである。^⑤ したがって、それ以後、法的 세계は道徳的世界と經濟的世界を結ぶ「中間項」として着目され、三つの世界の相互の内的関連が追求されたことになったが、それらはいずれも思弁的説明の域を出るものではなかつた。そしてまたそれはキャナン版の有する資料史的制約からして当然だったのである。

ところが最近スミス研究史上の一モニュメントともいいうべき新資料の発掘が『講義』においてなされたに至つた。現在刊行中のアダム・スミス全集の第五巻（“Lectures on Jurisprudence,” Edited by Meek, Raphael and Stein, Oxford Uni. Press. 一九七八年）がそれである。この著作は、われわれの作業が、學問的にみて十分に成立可能であることを資料史的に補完してくれよう。

それゆえ、『諸国民の富』の所有論的考察に入るまえに、そのための準備作業として『講義』に即して所有論と価

値論との関連をロジカルに追跡しておかなければならぬ。

(2) この問題の焦点は、スミスの二つの著作すなわち『道徳情操論』("The Theory of Moral Sentiments", 水田洋訳、筑摩書店)と『諸国民の富』("An Inquiry into the Nature and causes of the Wealth of Nations", 大内兵衛訳、岩波文庫版)の間に、立場の相違ないし矛盾があるか否か、といふことにあつた。前者の原理は利他的な同感であるのに、後者の原理は利己心であつて、この二つの原理の対立は、スミスの立場の分裂を意味するのではないかというのである。この論争は、キャナン版『諸義』の出現をもつて、基本的な解決をみるとことになった。それは道徳哲学者スミスと経済学者スミスとの間の基本的立場の矛盾が存しないことを明示していたからである。しかし、道徳的世界、法的世界、経済的世界の三者を、その分離と統一においてどのように把握するかについては、研究者によりニュアンスの差異をまぬがれがたい。この問題に関する古典文献としては、K・クニース、L・ブレンター等のドイツ歴史学派のスミス論、ハスバッハ、ヤストロウの前掲書、A・オングエン、W・R・スコット等の著作を参照。日本のものとしては、大道安次郎の前掲書、大河内一男『スミスとリスト』(日本評論社、S. 18)、高島善哉『経済社会学の根本問題』(日本評論社、S. 16)、内田義彦『経済学の生誕』(未来社、S. 38)等を参照。

④ ③ 高島善哉『アダム・スミスの市民社会体系』(岩波書店、S. 49)
拙稿「所有論としての経済学批判」(経済学批判・第四号)、社会評論社、S. 53

⑤ 『アダム・スミス、グラスゴウ講義』(高島・水田訳、日本評論社)でのキャナンによる「編者序説」での「講義と国富論の対応関係」の表を参照。

一、スミス法学の位置

Jurisprudence すなわち「法および統治の一般諸原則の理論」たる法学は、当初スミスにあっては、経済学と並び道徳哲学体系の一分肢をなすものとして構想されていた。J・ミラーの説話によれば、スミスのグラスゴウ大学での道徳哲学の講義の課程は次のようにあったという。

「論理学教授の職についてから約一年たって、スミス氏は道徳哲学の講座に選任された。この主題に関する彼の講義の課程は四つの部分にわかれていた。第一部の内容は自然神学であつて、そこでは彼は神の存在の証明と神の属性、および宗教の基礎づけと考えられる人間の心の諸原理を考察した。第二部は厳密なる意味でのいわゆる倫理学を含んでいて、それは主として彼が後にその『道徳情操論』において公けにした、諸学説から成っていた。第三部において、彼はかなり長く徳性のうち正義^{ジャスティス}に関する部分を取扱つたが、それは厳密正確な規則の支配を受けるもの故、その理由によって充分かつ詳細な説明をなすことができる部門であるとされた。この主題に関し彼はモンテスキューによつて暗示されたと思われるプランにしたがつて、公法と私法にわたり、もつとも粗野な時代からもつとも洗練された時代にいたるまでの、法学の漸進的進歩を跡づけようと努力し、そして生存と財産の蓄積に貢献する当の諸技術の効果が、法および統治に、それに応じた改善または変更をうみだすことを、指摘しようと努力した。彼の劳作のこの重要な部分を、彼はやはり公けにするつもりであったが、しかし『道徳情操論』の結論でこの意図をのべなが

ら、彼はこれを実現するにはいたらずして逝った。彼の講義の最後の部分で、彼は、正義の原理ではなく便宜の原理にもとづき、国家の富と力と繁栄の増進を目的とする政治的諸規制を吟味した。この見解の下に、彼は、商業や財政や、宗教上および軍事上の諸施設に関する政治的諸制度を考察した。彼がこれらの主題に関して講述したところは、後に彼が『諸国民の富の性質と原因に関する一考察』という標題の下に公けにした著作の実質を含んでいた。「(キャナン版『講義』、高島・水田訳、四一一四二頁。ミーラ版、p. 3° 尚、引用は必ずしも邦訳書どおりではない。)

この一文は、法および統治の世界が経済的世界と並び道徳的世界の一特殊部分として展開されるべく構想されたこと、換言すれば『道徳情操論』における社会を構成する三つの基本的德性すなわち仁恵^(アキバレンス)、正義、慎慮^(ブルーデンス)の徳のうち後二者が法学、経済学の固有な対象とされる関連にあつたことを明示している。

したがつてスミスのこのようなプランに着目して、三つの世界の道徳的世界における「最後の統一」が主張されることにもなつた。例えば、「統一」論の代表者たる高島は、道徳哲学が法学および経済学にたいし、「体系的觀点からみて支配権を握つて」(前掲書、三八頁) いるとし、かかる統一論的見地から「アダム・スミス問題」の解決を図つたのである。また星野は、「同感の構造」が三つの世界を包含する「全体制的構造たりうる」(前掲書、二八頁) ことを強調することにより、高島の見解を一層おし進めることになつた。すなわちスミスの広範な体系の関連は、「たんなる学問的知識の累積としてどうかかわり合うかという体系構成的な問題視角よりは、ある共通の問題意識のもとでの異なる対象領域として学問的分化が促されたことに力点を置くことによって」「より明確に把握されうる」(同、一五〇頁) というのである。『道徳情操論』の同感の原理が、スミスの全体系を貫く「赤い糸」とされ、それが自然的正義の法則の解明に用いられた場合には法学が、社会的自然の法則の解明に適用された場合には経済学が成立する関連に

あると理解されたわけである。

しかし、かかるスミス・プラン不変説には問題がある。それは、道徳哲学→法学→経済学というプロセスをへて発展してゆくスミスの学問的進展を過少評価し、せっかく分離・独立した社会科学的認識を再び母体たる道徳哲学に還元することにもなりかねない。また同感の原理のこのようない般化は、それが法的世界、経済的世界において徐々に消極化していくことの意義を軽視するばかりか、学問的分化の意味を単なる研究対象の性格の差異の問題に解消してしまうことにもなるう。それゆえ、かかる「統一」論的解釈にあつては、スミス体系における法学の位置が確定しているとは思えない。そのためには、まず学問的な分化がなされた理由がスミス自身の見解の発展に即して考察されなければならない。いわば三つの世界の分化の必然的根柢がとられるのである。

〔A・道徳哲学からの法学の自立〕

スミスが、法学を「厳密正確な規制の支配を受ける」分野として道徳哲学から分化・独立させたのは「徳性のうちの正義」の性格を次の三点で把握していたからである。第一に、正義の順守は、「友情や慈善や寛大さの徳の実行」の場合と異なり、一種独特な仕方で、人々を結合・束縛するということである。前者の行為がある程度人々の自己選択に委ねられているのにたいし、後者はかかる自発的意志の自由に委ねられることはない。正義は「それを力で強要してもさしつかえなく、またそれを犯せば憲罰にさらされる」（『道徳情操論』一二五頁）ことになる。したがつて正義の実現は、従来の倫理的な世間をこえた人間の新たな結合関係（＝社会関係）を前提することになるのであって、その諸原則の考察が、道徳論から区別された新たな学問（＝法学）の展開を要請するのは当然であった。第二に、正義は、いわば「裝飾」にすぎない仁憲にたいし、建物の「土台」をなすということである。社

会の成員を愛情の絆で結合し、「いわば相互的好意の一を通じて引きつける」仁恵は、たしかに正義の徳に比して積極的・自發的ではあるが、それがなくとも「社会は、幸福と快適の度を減じるではあるが、必ずしも解体するものではない。」（同、一三四頁）。ところが、正義は、それが侵害からの防止であるかぎり消極的なものにすぎないが、その強制なくしては社会は一刻といえども存立しえない。仁恵は「建物を飾る裝飾」であるが、「これに反して、正義は全構築を支える大黒柱」（同、一三五頁）となる、というのである。ここではすでに法学の自立的展開が道徳哲学を「裝飾化」（＝形骸化）するであろうことが予示されている。かくて正義は、社会成員の身体、財産、人権を守護するいわば社会存立の基盤に関わる問題として、道徳哲学から一応分離され独自に論及されるべき主題とみなされることになる。正義論は、^{おもつ}自愛心から発する人間の行為が背後での同感の原理の作用もあって、社会的に規制され客觀化されること（＝自愛心の制限）を取扱うことになるが、かかるものとして法学は、社会存立の制度的枠組を探究する特殊な学問分野として、道徳論とは別個に展開されることになるのである。第三に、「正義の法則は文法の法則にこれをたとえることができる」（同、一二一〇頁）ということである。「他の徳の法則」が「大まかで、漠然として、不確定である」のにたいし、それは「厳格、精密」であることを不可欠な条件にしている。すなわち「一般法則が最大の正確さをもつてあらゆる外的行為を規定する一つの徳がある。その徳とは正義のことであって、それは例外または修正を許さない」（同、一二九頁）というのである。

このように道徳哲学からの法学の分離は、その対象の固有な性質に規定されていたわけだが、法学自立化の契機は、限前の近代社会の道徳的基礎づけというスマスの当初の問題意識そのもののうちにあつたといえよう。すなわち、そのためには利己心の発動を社会的に規制する正義論の展開が必須とされたわけである。スマスは moral sentiment

school の系譜にたつものとして、既に『道徳情操論』の段階で、近代社会が「洗練された」文明社会（＝いわゆる商業社会）であることを明確にしていた。近代社会において、支配的になりつつある利己心及びそれにもとづく私的利益の追求を、従来の利他人と利己心の二元論的対立をこえてどう位置づけ是認するかが、この学派の最大関心事だったものである。^⑤ スミスは、この問題を『道徳情操論』では、D・ヒュームの影響もあって、いわゆる同感の原理をもつて、といたわけだが、その道徳的基礎づけ（＝慎慮の徳の展開）のためには、利己心の発動を枠づける特有な徳が介在することを明確にせざるをえなかつた。いうまでもなく正義がそれであつて、それこそ社会成員が「商人」として登場する近代社会すなわち利己心に発する行為の体系の存立を支える決定的な徳性とされたのである。實際スミスは、正義の「土台」的性格を次のようにといている。「相互的愛情を欠くとしても、社会はあたかも各種の商人の間におけるように、各種の人々の間において存立しうるであろう。そしてそこにある何よりも他人にたいして何らの義務をも負わず、また恩の責に任ずるものではないが、しかもなおそれは合意の評価に従い、好意の金銭ずくの交換によつて支持されるであろう。」（同、一三四頁）^⑥ と。いうまでもなくスミスは、ここで、仁慈の「装饰性」と交換的正義の「土台」性を、近代社会を念頭において指摘しているのである。正義がこのように交換社会と一体でとらえられたことは、法学の展開に特殊な意味を付与し、その一学問領域としての自立化を促進することになる。あくまでも近代社会の自然法的基礎づけにスミスの学問的态度の基本が存したからである。したがつてスミスが、法学を当初私法から展開したのも当然であった。正義はまず何よりも交換社会ないしその現実態たる近代社会の維持において問題とされたのである。ただ、留意すべきは、道徳哲学が「人間の行為原則一般的の自然論」として一般的に展開されたため、正義の法則が人間社会の一般的問題とされると同時に交換社会も社会の普遍的形態とされてしまつたことであ

る。このことは、後述するように、スミスをしてブーフェンドルフ→グロチウス→ハチソンの系譜をくむ自然法思想の系譜に立たしめることになるが、それはスコットランド歴史学派の立場と相俟つてスミスにホブソン、ロックを前提しつつもそれとは異なる特有な法・國家論を開拓せしめることになる。スミスはこうして正義の法則を基準に、法と統治の歴史的諸形態を考察することになるが、それはもはや到底道徳論の枠にとどまるものではありえなかつた。私法、家族法、公法にわたる諸法規の考察は「一つの特殊科学の主題」をなすものとして「natural jurisprudence の学」を形成することになる。

〔B・法学から経済学へ〕

法学は、一個の社会科学として『講義』で集中的に展開されたが、そこで正義、治世、國家収入および軍事が「法の四大目的」とされたことからも明らかのように、スミス法学は当初からそのうちに經濟的世界を包含していた。それでは一体、経済学はいかにして法学からの分離・独立を遂げることになるのか。この点に関しては、人口論や文明論などをめぐる当時の時事論争、イギリス重商主義諸学説、チュルゴー、ケネーを中心とするフランスの重農主義学説等がスミス経済学の展開に及ぼした影響において考察されなければならないが、ここではそのような諸契機を捨象し、問題をその自生的な要因の如何に限定して考察することにする。いわば「正義の原理」から「便宜の原理」が自立する根拠が問われるのである。

経済学自立化の要因としては次の三点が考えられる。まず第一に、「法律の第二の一般的部門」たる治世が、「富と潤沢」とを獲得するためのもつとも適当な方法を取り扱う領域として、いわば社会存立の実体に関わる問題とされ、これに対し正義の实行（＝安寧）が「有益ではあるが」、形式的な「些事」とされたことである。「全般に、諸都

市において秩序をみだし、混乱を招くものは、郎党と従者を召しかかえるという風習である。またわれわれは、召しかかえられる従者・寄食者が可能なかぎり少なければ、それだけ国民の安寧を維持するための治世の規制は少なくなくすむと確信できよう。従属ほどの精神を堕落、喪失させ、卑しくする性向はないし、自由と独立ほどの人に高貴さと誠実の観念を与えるものはないのである。商業こそかかる悪習を妨止する最善の治世である。」（ミーク版『講義』P. 333）ナーフネス 低廉ブレンド と豊富ブリティ の確保、いわば経済的繁栄こそボリースの内容であり、清潔クリーブス と保安セキュリティ の眞の基礎だというのである。こうして正義の原理と便宜の原理とが社会存立の形式と内容をなすものとして区別され、かつ統治秩序の確立と正義の実現の根拠が社会的富の増進にあることが明確にされた以上、スミスが近代社会分析の焦点を経済的世界へと移していくのは当然であったといえる。法的世界は、「犯罪行為を防止するものはボリースであるよりは、むしろ他人に寄食する者の数をできるかぎり少なくすること（『商工業の樹立—筆者』である）」（キャナン版『講義』四八六頁）という言葉が端的に示すように社会存立の外的形式として消極化されていくのである。

第二に、経済的世界では、「見えざる手」の作用により、その意図せざる結果として社会の自然的調和が達成され、しかもそれが事後的にではあるが経験的に確認されるとみなされたことである。便宜の原理が支配する経済的世界は利己心に発する世界であり、そこでは人々の行為活動は利己心の自由な発動に一任されている。徳性の主体としての人格者ないし権利の主体としての人間は、市民として一個の經濟人ホモ・エコノマスになりきり、私的利益を追求することになる。（II作用因）。しかしそれは無限になされるものではない。「各人は正義の法を侵害しないかぎり、彼自身の利益を彼独自な仕方で追求し、そして彼の勤労と資本とをともに他の人びとの競争に付するも自由」なのである。すなわち経済的世界は、それが自立的発展するためには、正義の法を侵犯してはならず、自由競争もそこでは他人を押しの

けるものであつてはならない。特定の個人や階層のためのみの便宜は敵禁されているのであって、自由競争といつてもそれはフェア・プレイの謂にほかならないのである。スミスの経済的世界は、この意味で、正義の法的枠組を背後に有してはじめて自足的なものたりうるのである。だがこのことは同時に、いつたん公正な自由競争が前提されば、人々は経済人として自己の私的利息のあくなき探求を遂行しえることを意味する。そこでは徳性は本質的な義務意識を伴わず、正義も直接的な強制を伴わない。しいていえば各人が利己的活動にいそしむことがそこで唯一の義務であり、その結果「見える手」の導きにより実現される自然的調和（＝全体としての社会的正義）が強制なき強制としてあたかも自然法則の如く人々の活動の外側で貫徹することになるのである。（＝目的因）。そしてこの経済的自動安定という機械的作用の稼動は、それが経験的に確認・検証されうる「物事の自然の成行き」とされたこともあって、経済的世界の考察に、正義の法則の場合とは異なる科学的な「精密性」を要請することになった。法学からの経済学の自立は、したがつてその対象の性質（＝手段 자체の目的化という倒錯した世界であること）からいっていわば必然だったのである。経済現象の因果性・法則性がいわゆる「欺瞞理論」の適用をとおして、追求されることになるのである。

第三に、経済的世界では、人間の結合関係が非人格的かつ数量的な関係において現われることが明確にされたことである。そこでは人間の社会関係は、商品の交換関係といわば貨幣・価格関係に還元されると考えられたのである。もちろんスミスも経済社会が多様な歴史的諸形態（スミスは歴史の四段階説をとっている）を有することを認めているが、先述したようにあらゆる社会を交換社会化するような抽象の仕方をなしていただため、歴史的な区分を結局は分業・交換経済の発展度という量的問題に解消し、経済的世界を一般的に物的・数量的な世界として表象すること

になつた。このことが、経済学に統計学的かつ数学的な厳密性を要求し、法学からの分化独立を促す一因となつたことは予想にかたくないものである。こうして *Jurisprudence* の重要な補正的部分をなすとされた便宜の原理は、法および統治の世界を後景においてやり、一個独立の科学として成立することになる。

以上、三つの世界の相互の関連を、主にスミス学説の発展史的側面において考察してきた。スミスの自然法学は、道徳哲学と経済学の「中間項」として、両者を「結ぶ糸」としての役割をはたしたわけだが、われわれはいまやかかる媒体としての位置を、特に経済学との関連でより厳密に確定しうる。すなわちスミス法学は、経済学の展開のための形式的な前提をなすと同時に、経済的世界を背後で支えるフレームワークとなる関連にあつたのである。

註① 確かに、スミスは既に『道徳情操論』の最後で、自己の道徳哲学から法学・経済学が展開されるべきことを予告していた。「私は他の説論において法および統治の一般的諸原則について語り、それが社会の年代および時期を異にするにつれて蒙つたところの種々の変革について語らうと努めるであろうが、それは正義に関する部分のみでなく、治世、収入および軍備ならびにその他の法の目的なるものに関する部分にまで及ぶであろう。」(四三五頁)、と。だが、スミスのかかる構想が不变ではなかつたことは、法学からの経済学の自立という一事をとっても明らかである。統一論は、法学の成立が道徳哲学に、また経済学の確立が前二者に及ぼしたものに及ぼす影響を正確にとらえる観角に欠けているのではないか。この点を考察した研究として田中年司「道徳感情論と國富論」を参照) またそこでは、道徳哲学が社会科学の成立に、とりわけ自然法思想と文明史觀が経済学の成立にはたした役割が一面的に評価されるだけで、それが同時に有した否定的側面が全く看過されることになった。実際そこでは、スミスの社会科学体系が、彼の思想なり史觀をどこまで客観的に基礎づける関連にあつたのかという問題は、何ら検証されてはいないのである。統一論が、スミスの三つの世界の相互関連を、その眞の姿においてとらえていないことは、例えば経済学がスミス体系の頂点をなすことを「一つのパラドックス」としてしか読みとれないところに端的に表現されてしまう。それは社会科学的認識をも道徳哲学に解消してしまう根底還元主義のため、道徳的的世界は法的世界に、また法的世界は経済的世界にその内容を吸収されていくという三つの世界の発展解消的な関連を、そのダイナミズムにおいてとらえることができないである。

- ② 水田洋「イギリス道德哲学の系譜」(『国富論の成立』東波出版社 S. 51 に所収)、同「十八世紀思想とアダム・スマス」(大庭内編『国富論研究Ⅱ』筑摩書店 S. 47 に所収) 同『アダム・スマス研究』(未来社 S. 43) 星野彰男前掲書 等を参照。
- ③ G.R. Morrow, The significance of the doctrine of sympathy in Hume and Adam Smith, in *Philosophical Review*, Vol. 32, 1923, は古典的なものではない。日本の研究書としては先駆の水田の一連の著作、太田可夫「経験論の問題」(『I 横論叢』第一二巻第一号)、同「道徳の問題における超越的方法と経験的方法」(水田編『イギリス社会哲学の成立と展開』)、田中正司「同感論におけるアーヴィング・ヘンリクソン」(『思想』一九七〇年一月号) 等を参照。外国の研究書としては D.D. Raphael, Adam Smith and the infection of David Hume's society—New light on an old controversy, in the *Journal of the History of Ideas*, 30-2. W.L. Taylor, Francis Hutcheson and David Hume as Predecessors of Adam Smith 参照。
- ④ 佐々木武「スコットランドにおける文明社会史の成立」(『国富論の成立』に所収)、山崎玲「スコットランド歴史学派とその著作について」(『香川大学経済学部研究年報』)、水田洋『アダム・スマス研究』同「スコットランド歴史学派(調査と資料第1)第五号」等を参照。
- ⑤ 「見えやねえ手」という自然法的な概念は、いわゆる「偽理論」について、スマスにおける同感の原理及びセイドの歴史的経験的方法と並んで関連し整合するかといふ形で多様に解釈されてきた。ヤロウの一連の研究や H.J. Bitterman, Adam Smith's empiricism and the law of nature, in *Journal of Political Economy*, Vol. 48, A.L. Macfie, Adam Smith's Moral Sentiments as foundation for his *Wealth of Nations*; in *Oxford Economic Papers*, New Series 11. (水田他訳『社会における個人』に所収) 等の研究がそれである。ソリドやねえを検討する余裕はないが、少くとも経済学においては、「見えやねえ手」と「恵み深い全能の神」といった形而上学的な神学概念としてではなく、経験的法則として作用するものと把握されてくる。予定調和とレッセ・ヘルルは、経済的世界ではあくまでも現世の問題として取りあつかわれるのであって、それは経験科学的に認識可能な対象であるのである。尚、自然神学における「見えやねえ手」の論理を検討し、それを全体系に貫徹するものとしている研究書に大道の前掲書、船越綱三『アダム・スマスの世界』(東洋経済新報社 S. 48) がある。
- ⑥ R.L. Meek "Smith Marx, & After", Smith, Turgot and the 'Four Stages' Theory, 田中正司「道徳感情論と国富論」(『国富論の成立』に所収) 等を参照。

二、法学体系と私法学の展開

スミスは、『道徳情操論』で、同感を道徳判断の基準とすることにより、人間の感情および行為の社会的妥当性を解説していた。そこでは恩恵、正義、憲憲の三つの徳が、主要な徳性として同感の原理によって基礎づけられたのである。正義論についてこれをみると、スミスは、正義を、権利を侵害された被害者の償りとそれに対する観察者の同感により感情論的に基礎づけ、正義の扱い手を人々の「内なる裁判官」たる「公平な観察者」に求めている。こうして正義の遵守すなわち人間の利己心・自己偏愛性の制限原理を、人為的な法の強制ではなく、個々の同感主体の全面的モラルに求めたところに、スミス正義論の特徴が存したのである。

したがつて『グラスゴウ講義』において「すべての国民の法の基礎たるべき一般諸原理の探究」がなされるにしても、その主題は「正義の自然的諸規則」の解説そのものにあったわけではない。それ自体は既に『道徳情操論』において原理的・本質的にとかれているのであって、むしろ『講義』ではそれを前提にした正義の「法と政府」の起源と発展の考察にいわば法（＝規定法）の歴史的体系化に力点がおかれたのである。スミスはすでに『道徳情操論』で法や権利を感情論的に基礎づけようとしていた。しかし法や権利そのものは、本来同感の原理によって成立するものではなく、それらを感情から導くことは原理的に不可能である^①。したがつて法・権利・政府の基礎と起源を歴史的に探究することが、『講義』の独自性を構成することになるのである。

『講義』的一大特徴は、狩獵少牧畜少農耕少商業の歴史のいわゆる四段階説を基礎に、「法と政府」の歴史的形態を

考察したことにある。統治形態および「それに対応した」所有権のあり方の考察を通して、スミスはそれらと分離^①交換の経済的発展との間の相互関連を追跡していくことになる。「正義」論の主題が、未開から文明への法の漸進的進歩をトレースし、生活資料と財産の蓄積に及ぼす法の影響を指摘する点にあったというミラノの証言も、このことを確認するものにはかならない。『講義』の中心主題は、したがって、四段階説を「概念的枠組^②」とした「法と政府」のすなわち公法、家族法、私法（＝刑法）の歴史的形態の考察にあつたといえよう。この（市民）政府と所有権の範疇を基軸にした法制度史的考察を前提にしてはじめて市民社会の形成史も明らかにされうる関連にあつたのである。

しかし、『講義』のこのよきな読み方は、従来ほとんど省りみられなかつた。今までの研究は余りに『諸国民の富』にひきつけて『講義』を位置づけてきたのである。確かに、そこで治世論の展開は、以後の法学からの経済学の分離、発展を告げる画期的なものであつた。それをもつてスミスは、ブーフェンドルフ・グロチウスからハチソンに至る自然法思想の系譜に立ちつつも、法学の従属部分として交換経済を論ずるという従来のやり方を逆転させ、法学の形式的性格を明確にしたのである。だが、このことはスミス法学それ自身の有する独自性を否定するものではないし、ましてや経済学サイドからする『講義』の市民社会論的解釈を是認するものでもない。市民社会の経済的基礎を分析するにはその前提として経済人の活動を背後で規制する私法（＝所有権法）の形態や経済社会全体を枠づける公法のあり方が、歴史実証的に考察されていなければならぬ。それゆえ正義の法とその制度史的考察は社会的実体にたいし形式的側面をなすものとして国富分析のための必須な前提とされたのであって、スミスは、一方で先の自然法思想の系譜を集体经济しつつ、他方でケイムズを頂点とするスコットランド歴史学派における古代法・封建法・近代法の法

| 論題 | L.J (B) | L.J (A) | Note |
|------------------------------|---------|--|------|
| 序文 | | | |
| 1. 自然法学に関する著作について | 1—4 | — | (1) |
| 2. 論題の区分について | 5—6 | i. 1—9 | — |
| 第一部 正義について | | | |
| 序論 | 6—11 | i. 9—25 | (2) |
| 第一篇 公法学について | | | |
| 1. 統治の本源的諸原理について | | | |
| (a) 功利と権威 | 12—15 | $\begin{cases} v. 119—124 \\ \& 129—132 \end{cases}$ | (3) |
| (b) 原契約の教義 | 15—18 | $\begin{cases} v. 114—119 \\ \& 127—129 \end{cases}$ | |
| 2. 統治の性質および社会の初期におけるその進歩について | | | |
| (a) 統治の諸形態 | 18—19 | iv. 1—3 | — |
| (b) 初期社会での統治の進歩 | 19—30 | iv. 3—35 | (4) |
| 3. いかにして共和政治が導かれたか | 30—36 | $\begin{cases} iv. 55—74 \\ iv. 109—110 \end{cases}$ | — |
| 4. いかにして自由が失われたか | 36—43 | iv. 74—95 | — |
| 5. 軍事的君主政治について | 43—46 | $\begin{cases} iv. 95—99 \\ iv. 104—109 \end{cases}$ | (5) |
| 6. いかにして軍事的君主政治は解体したか | 46—49 | $\begin{cases} iv. 99—104 \\ iv. 109—113 \end{cases}$ | (6) |
| 7. 自由保有地政治について | 49—52 | iv. 113—124 | — |
| 8. 封建制度について | 52—57 | $\begin{cases} iv. 124—145 \\ iv. 149—151 \end{cases}$ | — |
| 9. イングランドの議会について | 58—59 | $\begin{cases} iv. 145—148 \\ \& 151—157 \end{cases}$ | — |
| 10. いかにしてイングランドの政府は絶対的となったか | 59—61 | iv. 157—167 | — |
| 11. いかにして自由が回復されたか | 61—94 | iv. 167—179 & v.i—12 | (7) |
| 12. イングランドの裁判所について | 64—75 | v. 12—45 | — |
| 13. ヨーロッパの小共和国について | | | |
| (a) これらの諸共和国の起源 | 77—78 | v. 45—50 | — |
| (b) 選挙の方式 | 78 | v. 51—53 | — |
| 14. 主権者の権利について | 78—86 | v. 54—86 | — |
| 15. 市民権について | 86—91 | v. 86—102 | (8) |

| | | | |
|---------------|-------|------------------------------------|-----|
| 16. 臣民の権利について | 91—99 | v. 102—114 124—127 & 132—149 | (9) |
|---------------|-------|------------------------------------|-----|

第二篇 家族法

| | | | |
|---------------------|---------|--------------------------------------|------|
| 1. 夫と妻 | | | |
| (a) 序論 | 101—102 | iii. 1—5 | — |
| (b) 貞節と不貞 | 102—105 | — | (10) |
| (c) 結婚と離婚 | 105—111 | iii. 6—23 | (11) |
| (d) 一夫多妻 | 111—118 | iii. 23—52 | (12) |
| (e) 財産に関する利害 | 118—120 | iii. 52—58 | (13) |
| (f) 結婚禁止の度合 | 120—123 | iii. 58—69 | (14) |
| (g) 私生（庶子） | 123—126 | iii. 69—77 | — |
| 2. 親と子 | 126—130 | iii. 78—87 | — |
| 3. 主人と召使 | | | |
| (a) 奴隸の条件 | 130—133 | iii. 87—101 | (15) |
| (b) 様々な社会形態における奴隸制度 | 134—138 | iii. 101—111 | (16) |
| (c) 奴隸制の有する更なる不便 | 138—140 | iii. 111—114 126—130 & 134—141 | (17) |
| (d) 奴隸制廃止の諸原因 | 140—142 | iii. 114—126 | (18) |
| (e) 奴隸の獲得 | 142—145 | iii. 141—147 | (19) |
| (f) 召使の状態 | 145—146 | — | |
| 4. 後見人と被後見人 | 146—148 | — | |
| 5. 家庭内の罪と罰 | 148 | — | |

第三篇 私法

| | | | |
|-------------------|---------|-----------------------|------|
| 1. 占有 | 149—152 | i. 25—63 | (21) |
| 2. 添附 | 152—154 | i. 63—76 | (22) |
| 3. 時効 | 154—155 | i. 76—50 | — |
| 4. 相続 | | | |
| (a) ローマ人の間での法的な相続 | 155—158 | i. 90—104 | (23) |
| (b) 近代諸国での動産の相続 | 158—159 | i. 104—114 | (24) |
| (c) 不動産の相続 | 159—164 | i. 114—148 | (25) |
| (d) 遺言相続 | 164—169 | i. 149—167 & ii. 1 | — |
| 5. 自由意志による譲渡 | 169—171 | ii. 1—13 | (26) |
| 6. 地役権について | 172—173 | ii. 13—19 | — |
| 7. 質権および抵当権について | 173—174 | ii. 19—26 | — |

| | | | |
|-----------------------|---------|-------------|------|
| 8. 排他的特権について | 174—175 | ii. 26—41 | (27) |
| 9. 契約について | 175—180 | ii. 41—84 | (28) |
| 10. 準契約について | 180—181 | ii. 85—88 | (29) |
| 11. 不法行為について | | | |
| (a) 刑罰の根柢 | 181—182 | ii. 88—94 | — |
| (b) 殺害と正しい殺人 | 182—189 | ii. 94—121 | (30) |
| (c) 人にたいするその他の罪 | 189—192 | ii. 121—135 | (31) |
| (d) 名誉のきそん | 192—194 | ii. 135—144 | — |
| (e) 物的、人的な財産 | 194—199 | ii. 144—161 | (32) |
| (f) 対人権の期限切れ | 199—200 | ii. 162—174 | — |
| (g) 刑法に関する 2,3 の一般的考察 | 200—201 | ii. 174—180 | — |

社会史的な研究の蓄積を攝取して、漸く『講義』の正義論でこれに応えることができたのである。したがつてスミス法学の独自性は、公法・家族法・私法の三部から成る正義論の法制度史的な展開にあつたといつてよく、實際新資料の内容がこのことを如実に物語つているのである。

それではスミス法学の中心的部分をなす正義論は如何なる構成において展開されているのか。キャナン版、新資料、アンダーソン・ノートではその構成に相違があるので、まず全集版「序言」での三つの資料の対照表⁽¹⁾をとりあげて、スミスの純粹法理学の体系構想を検討しよう。

スミスは「正義について」の序論部分で、「正義」を次のように原理的に規定している。「正義の目的は侵害からの防止にある。人は種々の点において侵害されることがある。すなわち、第一に人間として。第二に家族の一員として。第三に國家の一員として。人間としては、人はその身体、名声および財産を侵害され得る。家族の一員としては、人は父として、息子として、夫または妻として、主人または召使として、後見人または被後見人として侵害され得る。……国家の一員としては、為政者は反抗を受けることにより、臣民は圧制を蒙ることなどによって侵害され得る。」(キャナン版『講義』水田、高島訳、九二頁以下しJ (B)、九二頁と略記)。こうして正義の法は、

私法・家族法・公法の三法において展開されることになるが、この点は、正義が同感の原理によりロジカルに規定され、かつ自然権^{ナチュラルライツ}が「完全なる権利」として設定されているということを除けば、新資料でも変わりはない。

ただ問題は、LJ (A) から LJ (B) に至る過程で、私法→家族法→公法の先後順序が逆転されていることである。LJ (A) における私法の先行性に関しては、われわれは既に十分に納得のいく理由を有している。まず第一には、先学者、とりわけハチソンの影響が考えられる。ハチソンは「倫理学および自然法綱要」を含む三篇の道徳哲学の「小序説」（一七四七年）の序文にあたる「大学の学生に与う」で、次のように古代の道徳哲学体系について語っている。「古代人の哲学の有名な区分は、理性の rational すなわち論理の logical 哲学と、自然 natural 哲学と道徳 moral 哲学との三つであった。彼らの道徳哲学は次の部分を含んでいた。すなわち、厳密な意味での倫理学 Ethics で、徳の性質を教える内面的な氣質を規制する部分と、自然法の知識との二つの部分を含んでいた。」の後の部分は、「一、個人の権利 Private Rights の学説、すなわち自然的自由において行なわれる法、二、経済学 Oeconomics すなわち一家族の数人の成人の間の徳と権利、三、政治学 Politics すなわち統治 civil government の種々の計画および国際間における国家の権利、の三つを含んでいた」。ハチソンは、このような整理にしたがって「自己の道徳哲学体系を構想したのであって、『倫理学綱要』、『自然法綱要』、『経済学と政治学の原理』の「三篇」のうち、「自然法綱要」はその表題 Insprudentia private が示すように、何よりも私法の展開がなされるべき分野とされたのである。スマスのいう家族法、公法は、ハチソンにとっては第三篇すなわち経済学と政治学の問題とされていたのである。したがって、スマスが当初自然法をまず私法から展開しても、その」とど何ら不思議はなかった。

第二には、スマスが道徳哲学から自然法学を分離・独立させるに際しての、特有な経過が考えられる。すなわち前

述した交換社会の一般的抽象化がそれである。スミスは、『道徳情操論』では、徳性を実際には既成の市民社会における市民の社会的自覚の倫理として展開していたのであって、正義を「金銭すべく」の社会の存立を支える基本的徳性（＝利己心の制限としての正義）と規定していた以上、彼が自然法をまず個人的権利の侵犯を取りあつかう私法から展開したのは、いわば当然だったのである。こうしてスミスは、「われわれは、まず第一番目に、人間としてその人に属する諸権利から考察しよう。なぜならそれは最も簡単かつ容易に理解されるるし、また他の条件に關知せずに一般的に考察可能だからである。」（ミーク版『講義』八頁、以下LJ (A)、p. 8 と略記）として、正義論の展開を、別表（一）で示すように、私法からはじめたわけである。それでは一体、なにゆえ、編別構成における順序は逆転をみるのか。ミークによつて提起されたこの問題にこたえるためには、LJ (A) と LJ (B) の綿密な比較検討をするわけだが、一般的にいえばその理由は次の諸点にあつたと考えられる。

まず第一に、LJ (A) における私法学および公法学の法制度史的考察を通して、スミスが所有権の状態と政府の形態との間に密接な対応関係があることを発見したことである。「自然権の起源はきわめて明白である。しかるべき原因がないかぎり、人は彼の身体を傷害から守り、彼の自由を侵害から守る権利をもつということは、何人も疑わない。しかし所有権の如き取得権 *acquired right* は、さらに説明を必要とする。所有権と政府とは互いに依存し合うところが非常に大きい。所有権の維持と所有権の不平等とがまず最初に政府を形成した。そして所有権の状態は常に政府の形態につれて変化するにちがいない。法学者達は、まず第一に政府を考究し、次に所有権およびその他の諸権利を論ずる。彼らの他に、この問題について書いた者は、まず後の問題から始めて次に家族および政府を考究している。これらの方には、それぞれに特有な種々の長所があるが、大体において民法の方法が優れているようと思われる。

CONTENTS

VOL. 1

| | page |
|---|-------------|
| Definition of Jurisprudence | 1 |
| Ends of Government | |
| 1 Security of Property | 1 |
| 2 Police | 1 |
| 3 Revenue | 7 |
| 4 Arms, Law of Nations, etc. | 11 |
| 1 st A man | |
| 1 st his person | Life..... 1 |
| 2 nd his reputation | Limbs.. 2 |
| 3 rd his estate | 23 |
| 2 nd A member of a Family | |
| his Wife or Wives | 25 |
| his Offspring | |
| his Servants | 31 |
| 3 rd A member of a State | |
| with regard to | |
| A man has different Rights arising from his being | |

(表 I)

七四

る。「(LJ) (B)、(九七—九八頁)。所有権が「政府の形態」について変化するにちがいない」とされた以上、所有権の考察に先行するものとして公法が前提されるのは当然であった。いまここでスミスが両者の相関々係をどのような形でとらえていたかを具体的に検討する余裕はないが、いわゆる歴史の四段階説に従つて LJ (A) を整理すれば、その内容は概して次のようなものであった。①狩猟社会。政府は存在しない。もっぱら占有に終始。②牧畜社会。正規の政府の発生。占有と添附権、財産の不平等の発生。③農耕社会。君主制、貴族制、民主制の三つの政治形態の展開。相続権、譲渡所有権、地役権、質権、抵当権の出現。特に封建制度にあっては、政府の形態としては君主制が支配的となり、所有権に関しては、土地の封建的所有と関連して相続権の形態が重要な問題となる。④商業社会。共和制とりわけ民主制が支配的。諸権利の近代化と譲渡所有権的一般化。

第二回 LJ (A) の展開を通して、スミスが、私法とりわけ財産権は、治世論でとりあつかわれる「低廉または豊富」に

緊密に結びついていることを、理論的にも歴史的にも明確にしたことである。所有権が、生産、交換、分配および消費を規定する個人的権利として社会的な富の増進に直接的に関わる権利であることは明白である。いわばそれは「生存と財産の蓄積」に欠かせぬものとして、生存様式・人口・分業の考察のための鍵概念となるのである。そしてこのことは法制度史的な考察においても確認されている。すなわちスマスは、四つの歴史段階を通して、分業と交換が発達し、社会的富が増進するということを述べた後、「これらのいくつかの社会の段階で、所有に関する法律と規則がその形態を異にするちがいないことは理解するのは手易い」(LJ(A), p. 17)として、産業の発展に対応して所有権の観念も拡張していくことを指摘するのである。このように所有権とボリースが直接的に対応しているとみなされた以上、私法が正義論の終篇に移され、治世論の前提部分とされることは必至であった。いわば所有権論は、経済的世界に接触する正義として、治世論とワンセットの関係で位置づけられていくのである。

こうして正義論は、公法→家族法→私法の順に整序されることになるが、公法の先行は同時にその内容的な整理を伴うものでもあった。LJ(A)において「 γ 」(ここでは統治形態がその起源から近世初期に至るまで歴史的に考察されている)と「 γ' 」(ここでは近代市民政府の権力構造と統治原理が主に考察されている)の二つに分けられて論及されていた公法が、LJ(B)において統一されるのである。このことは、LJ(A)で公法の制度史的考察を通じてえられた統治の二原理が、LJ(B)では「統治の本源的諸原理」として冒頭におかれ、法制度史的展開の理論的基準とされたことに関連していよう。

LJ(A)においては、「社会、共同体ないし国家の一員として」の権利を厳密に規定するには「諸種の社会において採用されている統治の諸形態とそれらの発生様式が考察される必要がある」(LJ(A), p. 200)という言葉

が示すように、最初から歴史的方法がとられ、統治権＝主権の起源およびその在り方が、歴史の四段階説に沿つて、歴史的、具体的に考察されていた。そしてかかる法制度的考察を通さずしては、ホップスの「原契約」説批判はおろか人々が連合して政治社会を形成する第一原理が「權威」であり、第二原理が「普遍的ないし一般的な利害」(LJ(A) p. 318) すなわち公共的な功利^{（一チイシタ）}であることも到底明確にはされなかつたであらう。そこで、共和制、自由、市民権といった一連の範疇の歴史的な検討なくしては、功利の概念は折出不可能だつたからである。

それはともかく、このような形での公法学の整備は、スマス正義論全体にも方法的に一貫した体系性を付与する」とになつた。すなわちこれをまつてスマスは、三法の全分野にわたり、まず法の一般的、原理的规定を与へ、ついでそれを理論的基準に法制度史を展開するという仕方をほぼ完成することになる。いわば論理と歴史との関連が、区別において整理されたわけである。かくて「I」(B)では公法においては統治の一原理が、家族法においては「夫と妻」「親と子」「主人と召使」の三つの関係が、私法においては財産権が主要に考察され、その原理的规定を基準に法制度史が、市民政府史、家族法史、所有権史として具体的に展開されることになるのである。

ところで、スマス正義論の体系化は、私法学の展開の再編とも対応していた。すなわち「I」(A)においては、所有権の範疇は統一されず、「-i」(a)では占有、添付、時効、相続のカテゴリーが取りあつかわれる)と「ii」(a)では譲渡所有、契約、準契約などのカテゴリーが取りあつかわれる)で別個に論及されていたのである。

それでは一体、この区分はなにゆえ解消されることになったのか。結論的にいえば、所有権の概念の内包的かつ外延的な発展が、所有権論の歴史的な叙述にとってかわつたことである。「I」(A)においては、所有権の分類が歴史的方法に強く依拠してなされていた。すなわちスマスは、「-i」の範疇を未開な状態（狩猟、牧畜、農耕）の所有権、

〔ii〕を近代所有権としてとらえていたと考えられるのである。もちろん都市では初期から〔ii〕の所有権範疇が、農村は近代でも〔i〕のそれが存在し機能しているわけだが、時代支配的には確かに上のように大別できよう。そしてこの場合、スマスにとって所有権の範疇的区分の一指標が、土地所有をめぐる権利の在り方におかれていたことだ。留意しなければならない。スマスにとっては、他の物財、動産と並び土地不動産も「商業取引きされるべき」と〔LJ〕(A)、p. 70) が国家ないし社会利益にとっても望ましいとされていたのであって、古代社会、封建社会における相続権の形態（長子相続制や限嗣相続制など）は、全く「不条理」かつ「不利益」なものとされたのである。したがつて譲渡所有は、それが近代社会で一般的な所有形態であり、かつ土地所有をも包摂する交換法であるとみなされたかぎり、スマスにより〔i〕の所有権系列から区別されて別個に考察されても、それは当然であった。

だが、かかる歴史的方法によるカテゴリー分類は、所有権の概念の明確化に伴い消極化されていくことになる。まず第一に、LJ (B) で「対物権」と「対人権」の範疇が積極化をみゆ」とある。「対物権 real right とは、その目的が実在の物であり、それについてはあらゆる占有者に対して a quoquaque possidente 権利を主張し得るものである。たとえばすべての所有物、家屋、家具のこときものがこれである。対人権 personal right とは、訴訟により特定の人に対して主張され得るものであるが、あらゆる占有者に対して a quoquaque possidente 権利を主張し得るものではない。たとえばすべての負債と契約のこときものはこれであつて、その支払いまたは履行がただ特定の人からのみ請求され得るものである。」(LJ) (B) 九四頁)。このような所有権の二分類において、譲渡所有を〔ii〕の系列においておくことは到底不可能であろう。また第二に、これに関連して所有権諸範疇の相互の内的結合が明確化されたことである。占有と譲渡所有との関連で、このことを解明しよう。

占有 occupation すなわち「以前に誰れにも属していなかつたものを獲得する」（同、二四三頁）ということは、未開状態の所有形態ではあるが、対象物の事家上の占取という意味では近代所有権の典型たる譲渡所有の重要な契機である。スミスはいう。「自由意思による譲渡においては、二つのことが必要である。第一に、譲渡する者との譲渡を受ける者との両者の意思表示である。第二に、その物件の実際の引渡しである。大ていの場合、このうちの前者は後者なしには拘束力がない。なぜならば占有なしには権利といふものは存しないからである。」（同、二七〇頁）と。つまり占有なくして権利なく、交付または引渡しなくして所有権の譲渡はないというわけである。（因みに信用売買は対人権の範疇に属する。）両者の関係がこのように把握されたことは、スミスがそれを、もはや系列を異にするカテゴリーとしてではなく、私的所有の原始的形態と洗練された形態として括まえていることを意味しよう。この例からも明らかのように、スミスは「（B）では、諸種の所有権の形態を、一括して私的所有ないし個人的所有に包括し（＝所有権の概念の内包的発展）、かくて一般的に抽象化した私的所有概念から前者をそのヴァリアント（＝所有権の概念の外延的発展）とみなすに至つたのである。そしてまさにかかる仕方こそ、「（i）」と「（ii）」を「七つの権利」として統括させ、所有権の歴史的体系化を可能にしたわけである。

スミスは、このようにして私法学を整理したが、結局それは別表（II）に示す体系構成に落ちつくことになった。以下、われわれは、スミス所有権論を、相続、譲渡所有（＝対物権）及び契約（＝対人権）に絞って考察していくことになるが、そのまえに一点注意しておくかねばならないことがある。すなわちスミスが、先に引用したように、自然権と所有権を一応区別していたことである。所有権は、それが市民政府（形態をとわない）により制定されるものである以上、自然権と一致しない。スミス自身がいうように、市民政府は、財産の不平等を前提し、貧者から富者を

身体の侵害

自然権

名声の侵害

人間としての侵害

財産の侵害

対物権

所有権

占有
添付

時効

相続

自由意志による譲渡

地役権

質権・抵当権

契約

対人権

不当行為

(表II)

保護するために法律を制定するからである。したがってこの点では、あらゆる所有権法(＝実体法)は多かれ少なかれ自然権に背反すべき宿命づけられているといわねばならないが、更にこのことは、同感の原理により規制される自然権と異なり、所有権はかかる原理によつては直接規制されえないことを意味している。要するに、スマスは所有権論の展開において、従来の道徳哲学とは異なる新たな法科学の世界に踏みこんでいたわけである。(未完)

註① 田中正司「アダム・スマスの正義論」
〔『横浜市大論叢』第三六巻第一二号〕、同「道徳感情論と國富論」を参照。

② R.L. Meek, Ibid. p. 20-21.

③ W.R.スコットゼーの点を次のように表現してゐる。「スマスは一五歳でグロチウスをよみ、その頃彼の師ハナソーハは、Gershom Carmichael 講の Puffendorf, De officio Ido-

mines et Cives を教科書とした。この本は法学を扱つたもので、倫理および経済の部分は僅かであった。ハチスンは、道德哲学体系をかくし初にこの順序を転倒して、法学、経済学をその中に含ましめた。しかるにスミスは、エティンバラでの最終講義で、カーマイケルのアーフェンドルフ編輯の方針によじて、その講義を法学のそれとした。そしてその中には多くの倫理的および経済的部分があつた。グラスゴウ講義も同様であつた。(“Adam Smith, as student and professor”, Glasgow, 1937)。

④ 田中正司は、「道徳感情論と國富論」で、スマス講義の「眞の主題は、『正義』論そのものではなく、正義の『法と政府』の基礎と起源の探究を通して、市民社会の経済的基礎を明らかにする点にあつたのではないかと考えられる。」(上掲書、八五頁)といつてゐる。すでに講義の段階で、「法と政府」の問題を展開するさいに、「分業概念」が中心基礎範疇になつてゐたというのである。だが田中は、あまりに経済学にひきつけて『講義』を理解しているため、法学の意義、特に所有権論の意義を輕視する結果に陥つてゐるといえよう。歴史の四段階説が、各段階の「生存様式、社会の大きさ、分業」(ないし人口リ分業リ交換)の考察を伴うものであつたといふことをもつて分業概念を基準概念とするのは、明らかに、生産力的偏向といわねばならない。歴史段階論は正義論では、何よりも市民政府、家族関係、所有権の形態を分析するフレームワークになつてゐるのである。

⑤ 佐々木武「スコットランド啓蒙における文明社会史の成立」(同「スコットランド学派における文明社会論の構成」)『國家学会雑誌』八五巻七・八号)、及び前述した水田、山崎の著作を参照。

⑥ LJ (A), p. 24-27. 編者によると、LJ (A) は一七六二—一七六三年の間に、また一七六六年と記録されているキャナン版の LJ (B) は、一七六三—一七六四年に書かれたとされてゐる。この年代考証はかなり信頼のおけるものである。因に LJ (A) は学徒が自分の勉学用に、LJ (B) は明らかに販売のために書かれたとされてゐる。

⑦ LJ (B) 大二頁。キャナンによる「編者序説」を参照。

⑧ LJ (A) p. 8-9. しかしマークの問いは、年代考証の問題のなかでとりあげられたため、なんら内容的な検討をみぬまことに終わってしまった。